

令和8年3月3日

随意契約による業務委託契約実施に係る公表

秋田県警察本部警務部会計課長

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき、随意契約をする案件について、秋田県財務規則第171条の2第1項第2号の規定により、次のとおり公表する。

1 提供を受ける役務の仕様等

- (1) 警察本部庁舎ほか清掃業務
- (2) 運転免許センター・交通機動隊庁舎ほか清掃業務
(委託期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間)

2 契約に関する事務を担当する部局又は地方公所の名称及び所在地

秋田県警察本部警務部会計課
秋田市山王四丁目1番5号

3 契約の相手方に必要な資格

次に掲げる事項のすべてに該当すること。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体であり、秋田県に事業の本拠が所在すること。
- (2) 庁舎等維持管理業者登録名簿のうち、希望する業務として「清掃」に登載されていること。

4 契約の相手方の決定方法

見積価格が予定価格の範囲内で最低価格であること。

5 見積書の提出方法

令和8年3月17日（火）午後5時までに電子メール又は書面により秋田県警察本部会計課に提出すること。

6 契約担当者が必要と認める事項

見積書には次の書類を添付すること。

- (1) 母子・父子福祉団体であることを証する書類
- (2) 清掃作業監督者及びビルクリーニング技能士の資格者証の写し
- (3) 配置される作業員ごとの雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- (4) 社内研修受講証明書の写し